

2026年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則

※下線部：変更箇所

2026年規則	2025年規則
第1章 大会告知	第1章 大会告知
第1条 競技会特別事項 (略)	第1条 競技会特別事項 (略)
○競技会の定義および組織 <u>2026</u> 年J A F全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとにF I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A Fの国内競技規則とその細則、 <u>2026</u> 年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、 <u>2026</u> 年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。	○競技会の定義および組織 <u>2025</u> 年J A F全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとにF I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A Fの国内競技規則とその細則、 <u>2025</u> 年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、 <u>2025</u> 年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。
○競技会の名称 <u>2026</u> 年J A F全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」	○競技会の名称 <u>2025</u> 年J A F全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」
○競技種目～○競技の格式 (略)	○競技種目～○競技の格式 (略)
○開催日程 <u>2026</u> 年 月 日 () ~ 月 日 () 日間	○開催日程 <u>2025</u> 年 月 日 () ~ 月 日 () 日間
○競技会開催場所～競技会主要役員 (略)	○競技会開催場所～競技会主要役員 (略)
○参加申込および参加費用 1) (略) 2) 参加受付期間：受付開始 <u>2026</u> 年 月 日 締切日 <u>2026</u> 年 月 日必着 3) ~ 6) (略)	○参加申込および参加費用 1) (略) 2) 参加受付期間：受付開始 <u>2025</u> 年 月 日 締切日 <u>2025</u> 年 月 日必着 3) ~ 6) (略)
○サービス員、サービスカー～○競技のタイムスケジュール (略)	○サービス員、サービスカー～○競技のタイムスケジュール (略)

○その他の事項

1) ~ 5) (略)

6) 参加受理の通知 :

※記載例

・〇月〇〇日までに、ホームページで参加者リスト公開を以って受理に替える。

ホームページ URL :

・後日**する受理書を以って正式参加受理とする。

** : 送付方法を明記すること。(郵送、e-mail 等)

○その他の事項

1) ~ 5) (略)

○諸施設の見取り図 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1) 当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条に従う。なお、本項はジムカーナ競技において2027年以降変更を行う場合がある。

2) ~ 3) (略)

4) P車両については、2026年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1)~(6)に規定される

(1) ~ (3) (略)

(4) タイヤおよびホイール

①タイヤ

ア) ジムカーナ競技に参加する車両

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される

(ア) ~ (エ) (略)

(オ) タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

(カ) ~ (コ) (略)

イ) ダートトライアル競技に参加する車両

○諸施設の見取り図 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1) 当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条に従う。

2) ~ 3) (略)

4) P車両については、2025年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1)~(6)に規定される。

(1) ~ (3) (略)

(4) タイヤおよびホイール

①タイヤ

ア) ジムカーナ競技に参加する車両

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される

(ア) ~ (エ) (略)

(オ) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)

(カ) ~ (コ) (略)

イ) ダートトライアル競技に参加する車両

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

(ア)～(イ)(略)

(ウ) タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

(エ)～(ク)(略)

②ホイール(略)

(5) 車体(略)

(6) 駆動装置(全日本ジムカーナ選手権P E 2クラスにのみ適用)

ディファレンシャル：フロント・センター・リアディファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ(ビスカスカップリングを含む)を取り付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。またこれに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

最終減速比：ギア比の変更は同一型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造及び加工の必要がなく取付けられるものであれば、ボルトオンを条件に許される。

5)～6)(略)

第3条～第6条(略)

第7条 参加申込方法および参加受理

1)～3)(略)

4) 参加受理は、当該競技会特別規則に定める方法により通知する。

5)～6)(略)

第8条～第10条(略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第16条(略)

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

(ア)～(イ)(略)

(ウ) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)

(エ)～(ク)(略)

②ホイール(略)

(5) 車体(略)

(6) 駆動装置(全日本ジムカーナ選手権P E 2クラスにのみ適用)

ディファレンシャル：フロント・センター・リアディファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ(ビスカスカップリングを含む)を取り付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。またこれに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

最終減速比：ギア比の変更は同一型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造及び加工の必要がなく取付けられるものであれば、ボルトオンを条件に許される。

5)～6)(略)

第3条～第6条(略)

第7条 参加申込方法および参加受理

1)～3)(略)

4) 参加受理の諾否は参加受理書にて通知する。

5)～6)(略)

第8条～第10条(略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第16条(略)

第17条 タイヤ

タイヤについては、ジムカーナ／ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

1) ジムカーナ競技 (P、P N、B、S C、A E) :

(1) ~ (2) (略)

(3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および／または裏組みをすることは許されない。なお、2027年以降本項について変更を行う場合がある。

(4) B車両のタイヤサイズは下記事項を条件に競技会開催場所内に限り自由とする。

ア) タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

イ) ~オ) (略)

(5) ~ (6) (略)

2) (略)

第18条 (略)

第19条 競技運転者の装備

1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第5編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を強く推奨する。

2) (略)

第20条～第25条 (略)

第4章～第8章 (略)

以上

第17条 タイヤ

タイヤについては、ジムカーナ／ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

1) ジムカーナ競技 (P、P N、B、S C、A E) :

(1) ~ (2) (略)

(3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および／または裏組みをすることは許されない。なお、2026年以降本項について変更を行う場合がある。

(4) B車両のタイヤサイズは下記事項を条件に競技会開催場所内に限り自由とする。

ア) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと。)

イ) ~オ) (略)

(5) ~ (6) (略)

2) (略)

第18条 (略)

第19条 競技運転者の装備

1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第5編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。

2) (略)

第20条～第25条 (略)

第4章～第8章 (略)

以上